

令和7年度 山口県医師修学資金募集要項 (重点医師確保対策枠)

山口県医師修学資金（重点医師確保対策枠）は、将来、山口県内の公的医療機関等において医師として地域医療に従事しようとする医学生のうち、山口大学医学部が実施する推薦入試「重点医師確保対策枠」の入学者全員に対して、山口県が6年間の貸付けを行うものです。

卒業後に、山口県内の指定された公的医療機関等の特定の診療科において、医師として業務に従事した期間が、貸付けを受けた期間（6年）の1.5倍に相当する期間（9年）に達した場合に、貸付金の返還が免除されます。

この募集要項、山口県医師修学資金の手引、申請書類の様式、関係規程は、山口県医療政策課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/ishikakuho/>

1 応募資格

山口大学医学部推薦入試「重点医師確保対策枠」により入学した者（全員に貸付け）

【重要】

山口大学の推薦入試学生募集要項では、「重点医師確保対策枠」の出願の要件を、「卒業後、山口大学医学部附属病院を含む山口県内の医療機関等において、医療の発展や地域医療に貢献することが確約できる者」としています。

この出願要件の趣旨を実現するものとして、山口県の修学資金貸付制度においては、「重点医師確保対策枠」で入学し、修学資金の貸付けを受けた者は、貸付金の返還免除に至るまでの間、個別に指定される公的医療機関等の特定の診療科において勤務しなければならないので、了解の上、出願してください。

2 募集人員

2人

3 貸付額

月額15万円

4 貸付期間・貸付方法

- (1) 貸付決定に係る月（入学した年の4月分）から卒業の月（正規の修業年限に限る）まで
- (2) 毎月末日（土日祝日の場合は直前の金曜日）に、本人が指定した口座へ振り込みます。初回の貸付けのみ、4月分～5月分をまとめて5月に振り込みます。

5 貸付けの条件・返還の免除

貸付けに当たっては、次の条件が付され、これを達成した場合に、貸付金の返還が免除されます。（詳細は「山口県医師修学資金の手引」を参照）

- (1) 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修を行った後、貸付期間（6年）の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金貸与者キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等の特定の診療科※において、貸付期間の1.5倍の期間（9年）、医師として勤務をしなければなりません。
- (2) 医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修病院で行わなければなりません。（県内での臨床研修期間については、返還免除のための勤務期間として算入されます。）
- (3) 「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければなりません。

※「特定の診療科」とは、小児科、産婦人科、麻酔科、救急科、放射線治療科、病理診断科、呼吸器内科、総合診療科、外科とし、外科については基本領域における外科を指し、整形外科、脳神経外科、形成外科を含みません。

6 返還

次のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金の額に利息を付して一括返還しなければなりません。

なお、災害、疾病、その他やむを得ない事由があると認められるとき等は、その間返還を猶予することができます。

- (1) 貸付けが取り消されたとき
- (2) 大学を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得しなかったとき
- (3) 免許取得後、直ちに臨床研修を開始せず、又はこれを修了することができなかつたとき
- (4) 県内の公的医療機関等において医師として業務に従事した期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき（事情により、全額又は一部の返還が免除されることがあります）
- (5) 大学を卒業した日から2年以内に免許を取得し、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した場合において、貸付期間の2倍に相当する期間の間に、県内の公的医療機関等において医師としてその業務に従事した期間が、通算して、貸付期間の1.5倍に相当する期間（1年に満たない端数は切上げ）に達する見込みがなくなったとき
- (6) その他貸付けの条件に違反したとき

7 貸付利息

年10%（各回の貸付けの翌日から、元金にのみ利息が付加されます。）

8 応募方法・募集期間

山口大学医学部推薦入試「重点医師確保対策枠」の出願方法、出願期間によります。

9 選考方法・貸付けの決定

山口大学医学部推薦入試「重点医師確保対策枠」の合格者は、山口県医療政策課に貸付申請書類一式を送付し、その後、県が貸付けの決定を行います。

なお、貸付申請の際には、連帯保証人2人が必要になります。連帯保証人は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営んでいる者でなければなりません。連帯保証人のうち1人は、本人の父又は母を充てることができます。

(貸付申請に必要な書類は、山口大学が合格者に送付します。)

10 問合せ先

山口県健康福祉部医療政策課 医師確保対策班

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

TEL : 083-933-2937 E-mail : a11700@pref.yamaguchi.lg.jp

- ※ 制度の詳しい内容については、「山口県医師修学資金の手引」をご覧ください。
また、入学試験に関することについては山口大学にお問合せください。